

令和4年6月22日

栃木県立足利清風高等学校
保護者様

栃木県立足利清風高等学校長

校則（一部）改正について

平素より本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

本校では昨年度から校則見直しに取り組んでおります。つきましては、下記の校則について改正いたしました。運用は令和4年6月27日からとさせていただきます。宜しくお願ひ申し上げます。なお、今回改正された項目以外にも、現在検討を進めている事項がございます。改正がなされた場合には、随時ご連絡いたします。

ご不明な点等ございましたら遠慮なくお問い合わせ下さい。

記

<服装、頭髪等に関する規定>

1. 服装

●現行●

※改正・削除される部分にアンダーラインを付しました。今回の改正で、制服の着用期間が廃止されるため（ネクタイを除く）、（2）、（4）は男女とも削除となります。また、女子の（3）は（1）に含まれるので削除します。

男子

- （1）本校指定の制服とする。
- （2）夏季は本校指定の半袖開衿シャツ及び夏スラックスとする。
- （3）ソックスは白とする。ワンポイント、ラインは1本までとする。
- （4）冬季には本校指定のVセーターを着用してよい。ただし、登下校時には必ずブレザーを着用する。校舎内では、冬季制服着用時のみ、セーターでの移動を認める。
- （5）冬季には地味な色（黒・紺・グレー）デザインのコートを着用してよい。
- （6）上履きは本校指定のスリッパを使用する。
- （7）通学には黒のローファーまたは地味な色デザインのスニーカーを使用する。かかとをつぶしてはならない。
- （8）ベルトは、装飾のないビジネスベルト（黒）を使用する。

女子

- （1）本校指定の制服とする。
- （2）夏季は本校指定のハマカラー半袖ブラウス及び夏スカートとする。
- （3）ソックスは本校指定の紺ショートソックスとする。
- （4）冬季には本校指定のVセーターを着用してよい。ただし、登下校時には必ずブレザーを着用する。校舎内では、冬季制服着用時のみ、セーターでの移動を認める。
- （5）冬季には濃紺及び黒のタイツを履いてもよい。なお、黒のタイツを履いた場合限り黒のソックスまたはハイソックスをはいてもよい。ただし、正装時は認めない。
- （6）スカートのかわりに本校指定のスラックスを着用してよい。なお、その場合に限りソックスは白でもよい。ただし、ワンポイントは認める。
- （7）冬季には地味な色（黒・紺・グレー）デザインのコートを着用してよい。
- （8）上履きは本校指定のスリッパを使用する。
- （9）通学には黒のローファーまたは地味な色デザインのスニーカーを使用する。かかとをつぶしてはならない。

●改正後●

男子

- (1) 本校指定の制服とする。
- (2) ソックスは白とする。ワンポイント、ラインは1本までとする。
- (3) 冬季には地味な色(黒・紺・グレー) デザインのコートを着用してよい。
- (4) 上履きは本校指定のスリッパを使用する。
- (5) 通学には黒のローファーまたは地味な色デザインのスニーカーを使用する。かかとをつぶしてはならない。
- (6) ベルトは、装飾のないビジネスベルト(黒)を使用する。

女子

- (1) 本校指定の制服とする。
- (2) 冬季には濃紺及び黒のタイツを履いてもよい。なお、黒のタイツを履いた場合に限り黒のソックスまたはハイソックスをはいてもよい。ただし、正装時は認めない。
- (3) スカートのかわりに本校指定のストラックスを着用してよい。なお、その場合に限りソックスは白でもよい。ただし、ワンポイントは認める。
- (4) 冬季には地味な色(黒・紺・グレー) デザインのコートを着用してよい。
- (5) 上履きは本校指定のスリッパを使用する。
- (6) 通学には黒のローファーまたは地味な色デザインのスニーカーを使用する。かかとをつぶしてはならない。

2. 着用期間

●現 行●

着用期間は次のとおりとする。

男 子

		4	5	6	7・8	9	10	11	12～3
正装	ジャケット								
	ストラックス								
	長袖カッターシャツ								
	ネクタイ								
夏季正装	夏ストラックス								
	半袖開衿シャツ								
	Vセーター								
	ニットベスト								

女 子

		4	5	6	7・8	9	10	11	12～3
正装	ジャケット								
	冬スカート								
	角衿長袖ブラウス								
	ネクタイ								
	紺ショートソックス								
夏季正装	夏スカート								
	ハマカラー半袖ブラウス								
	Vセーター								
	ニットベスト								
	ストラックス								

●改正後●

・11/1～4/30は、必ずネクタイを着用する。(ネクタイ着用時には必ずYシャツの第1ボタンを留める。ノーネクタイの場合にはYシャツの第1ボタンを留めなくてもよい。)

※上記以外の着用期間は特に定めない。

ただし、①半袖開衿シャツ、半袖ブラウスにネクタイ・ジャケットの組み合わせは不可とする。

②式典、その他学校から指定された日は正装とする。
正装は次の通りとする。

	男子	女子	
正装	ジャケット	ジャケット	入学式 卒業式
	冬スラックス	冬スカート・スラックス	1学期始業式
	長袖カッターシャツ	角衿長袖ブラウス	2学期終業式
	ネクタイ	ネクタイ	3学期始業式
		紺ショートソックス	修業式
夏季 正装	夏スラックス	夏スカート・スラックス	1学期終業式
	半袖開衿シャツ	ハマカラー半袖ブラウス	2学期始業式

※正装時に、本校指定のVセーター、ニットベストを着用してもよい。

2. 頭髪 ※改正・削除される部分にアンダーラインを付しました。

●現 行●

男女共通

- (1) 染色、脱色、パーマ等加工することは禁止とする。
- (2) ドライヤーやヘアアイロン等の使用による頭髪の傷みなどについては改善を促す。

男子

- (1) 長さの基準は以下のとおり
 - ・前髪は、眉毛にかかる程度までとする。
 - ・横髪は、まっすぐに伸ばした時に、耳が出る程度までとする。
 - ・後ろは、ワイシャツの襟にかからない程度までとする。
- (2) 奇抜な髪型は禁止とする。
- (3) ワックスやスプレー等の使用は禁止とする。
- (4) ひげは認めない。

女子

- (1) エクステ、ウィッグ、編み込み、おだんご等は禁止とする。
- (2) 髪留めは、黒、紺、茶のゴム紐は認めるが、シュシュやクリップ等は認めない。
- (3) 前髪は、眉毛にかかる程度までとする。
- (4) 奇抜な髪型は禁止とする。

●改正後●

男女共通

- (1) 染色、脱色、パーマやヘアアイロン、ワックス、スプレー等で加工することは禁止とする。
- (2) ドライヤー等の使用による頭髪の傷みなどについては改善を促す。

男子

- (1) 長さの基準は以下のとおり
 - ・前髪は、目にかからないこととする。
 - ・横髪は、まっすぐに伸ばした時に、耳が出る程度までとする。
 - ・後ろは、ワイシャツの襟にかからない程度までとする。
- (2) 奇抜な髪型は禁止とする。
- (3) ひげは認めない。

女子

- (1) エクステ、ウィッグ、編み込み、おだんご等は禁止とする。
- (2) 髪留めは、黒、紺、茶のゴム紐は認めるが、シュシュやクリップ等は認めない。
- (3) 前髪は、目にかからないこととする。
- (4) 奇抜な髪型は禁止とする。

以 上